

第93回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2019年6月24日(月曜日) 午前10時

場 所 東京都八王子市石川町2951番地4
株式会社ニレコ 八王子事業所(本店)
A棟3階 大会議室

議 案 第1号議案 取締役(監査等委員である取締
役を除く。)3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名
選任の件

目 次

第93回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	8
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月21日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月24日（月曜日）午前10時
2 場 所	東京都八王子市石川町2951番地4 株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第93期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第93期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容の報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p>
4 議決権行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nireco.jp/ir/plenary_session/index.html）に掲載させていただきます。 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nireco.jp/ir/plenary_session/index.html）に掲載しておりません。したがって、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。 <ul style="list-style-type: none"> ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

以 上

- 株主総会当日、当社の役員及び係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 大会議室が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です。）。

日時 2019年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）

場所 株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室
（末尾の「第93回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

株主総会にご出席いただけない場合



議決権行使書の郵送によるご行使

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

（行使期限までに到着するようご返送ください）

行使期限 2019年6月21日（金曜日）午後5時30分到着分まで

当期の剰余金の配当につきまして

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款第34条に定めています。

当期の期末配当につきましては、2019年6月3日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。これにより、年間配当金は中間配当金10円と合わせ1株につき24円となります。

①配当財産の種類	金銭
②配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 14円 配当総額 103,298,664円
③剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月7日（金曜日）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は任期満了となり、取締役 河西 辰雄氏は退任します。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**
くぼた とし はる
久保田 寿治

再任

生年月日

1962年11月5日

所有する当社の株式数

56,800株

取締役会出席状況

17/17回

(注) 久保田 寿治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当

2010年4月 当社プロセス技術部長
2012年6月 当社取締役(執行役員兼務)に就任、プロセス事業部長を委嘱
2015年6月 当社代表取締役社長に就任、CEOを委嘱(現任)
2017年2月 株式会社メガオプト取締役に就任(現任)

取締役候補者とした理由

久保田 寿治氏は、当社の代表取締役として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、当社グループ全体に対するリーダーシップを発揮することで業績を大幅に改善させるなど当社の企業価値向上に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

候補者番号 2

はざま 裕 光 司

再任

生年月日

1958年7月11日

所有する当社の株式数

4,500株

取締役会出席状況

17/17回

(注) 裕 光司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当

2009年 6月 成幸利根株式会社常務取締役管理本部長に就任
2013年 6月 成幸利根株式会社常務取締役管理本部長を退任
2014年 6月 当社取締役に就任（現任）
2015年 6月 当社執行役員兼務、管理部門長を委嘱（現任）
2017年 2月 株式会社メガオプト監査役に就任（現任）
2018年 6月 尼利可自動制御機器（上海）有限公司監事に就任（現任）

取締役候補者とした理由

裕 光司氏は、長年にわたり企業経営に携わり、豊富な知識と経験を有していることに加え、当社の管理部門長として、財務、資本政策、広報・IR活動などを統括し、経営管理及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

候補者番号 3

み う ら 三 浦 誠

新任

生年月日

1958年4月16日

所有する当社の株式数

5,800株

(注) 三浦 誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当

2011年 6月 当社プロセス営業部長
2014年11月 Nireco Process Korea Co., Ltd.取締役に就任
2015年 6月 当社執行役員プロセス事業部長
2018年 4月 尼利可自動制御機器（上海）有限公司董事長に就任（現任）
2018年 6月 当社執行役員プロセス事業部海外統括（現任）
2019年 2月 Nireco Process Korea Co., Ltd.社長に就任（現任）

重要な兼職の状況

尼利可自動制御機器（上海）有限公司董事長
Nireco Process Korea Co., Ltd.社長

取締役候補者とした理由

三浦 誠氏は、プロセス事業部長を経験後、尼利可自動制御機器（上海）有限公司董事長、Nireco Process Korea Co., Ltd.社長に就任し、当社グループの海外事業基盤の強化に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役佐藤 順一氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

さ と う じ ゅ ん い ち
佐藤 順一

再任、社外、独立

生年月日

1952年7月10日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

17/17回

監査等委員会出席状況

6/6回

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	株式会社東京都民銀行（現、株式会社きらぼし銀行）入行
2011年6月	とみんビジネスサービス株式会社取締役社長に就任
2012年2月	株式会社ユニオンツール社外監査役（非常勤）に就任
2013年6月	株式会社トータルビルメンテナンス取締役会長に就任
2016年6月	東京TYリース株式会社（現、東京きらぼしリース株式会社）監査役（非常勤）に就任
2017年6月	当社監査等委員である取締役に就任（現任）

社外取締役候補者とした理由

佐藤 順一氏は、監査役としての豊富な知識と経験を有していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

(注) 1. 佐藤 順一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 佐藤 順一氏は社外取締役候補者であります。

3. 佐藤 順一氏は、現在の当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社は、佐藤 順一氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、佐藤 順一氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

6. 佐藤 順一氏は、株式会社東京都民銀行（現、株式会社きらぼし銀行）におけるすべての役職を2011年6月に退任しており、本株主総会開催日時時点で退任後8年が経過しております。なお、2019年3月31日時点において、同行は当社株式の約4.94%（自己株式を除く比率）を保有しており、当社グループの同行からの借入金残高は41百万円（当社2019年3月期連結売上高の約0.49%）であります。また、東京TYリース株式会社（現、東京きらぼしリース株式会社）におけるすべての役職を2017年6月に退任しておりますが、同社との取引額は3百万円（当社2019年3月期連結売上高の約0.03%）と僅少です。

以上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は総じて堅調であったものの、米中貿易摩擦の激化により実体経済の減速懸念が広がりました。わが国経済は堅調な設備投資や個人消費に支えられ緩やかな回復基調が続きましたが、世界経済の減速懸念を背景に先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループ（当社及び連結子会社）の主要取引先であります鉄鋼、電子部品、化学、印刷・紙加工、食品など各メーカーの設備投資に向けた動きは一部に減速感があるものの概ね堅調に推移しました。

このような状況の下、当社グループは、いかなる環境下においても成長できる体制の実現を目指し、海外販売拡大に向けた体制構築、食品関連市場の開拓を進めるとともに、当社グループが設立以来培ってきたセンシング及び画像処理技術の強化に注力しました。

この結果、当期の受注高は93億2千5百万円（前期比107.2%）となり、前期に比べ6億2千9百万円増加となりました。なお、受注残高は38億2千4百万円（前期比130.0%）となり、前期に比べ8億8千3百万円増加となりました。

当期の売上高は84億4千1百万円（前期比6.7%増）となり、前期に比べ5億2千9百万円増加しました。

利益面について、営業利益は8億9千8百万円（前期比27.4%増）、経常利益は10億1千1百万円（前期比29.0%増）、特別損失としてのれん償却額2億2千5百万円計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は4億8千9百万円（前期比5.2%減）となりました。

	第92期 (2018年3月期)	第93期 (2019年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	8,695	9,325	629増	7.3%増
売上高	7,911	8,441	529増	6.7%増
営業利益	705	898	193増	27.4%増
経常利益	784	1,011	227増	29.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	516	489	26減	5.2%減

セグメント別の概況は次のとおりであります。

プロセス事業

売上高 (単位：百万円)

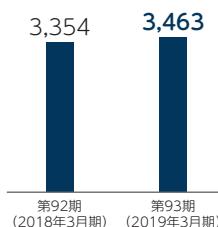


国内外鉄鋼メーカーの堅調な設備更新需要を背景に、主に制御装置の更新や部品販売が拡大しました。また、国内において新規開拓を目指した計測システム及びシェア拡大を目指した耳端位置制御装置の受注獲得が進みました。

その結果、当事業の受注高は35億3千5百万円（前期比19.3%増）、受注残高は21億4千1百万円（前期比45.9%増）、売上高は28億6千2百万円（前期比7.5%増）、セグメント利益は6億7千1百万円（前期比24.4%増）となりました。

ウェブ事業

売上高 (単位：百万円)



期初旺盛であった二次電池や電子部品関連の設備投資需要が沈静化したものの、耳端位置制御装置の販売が総じて底堅く推移しました。

その結果、当事業の受注高は33億7千6百万円（前期比6.0%減）、受注残高は7億4千8百万円（前期比10.4%減）、売上高は34億6千3百万円（前期比3.2%増）、セグメント利益は8億4千2百万円（前期比7.1%増）となりました。

検査機事業

売上高 (単位：百万円)



多様な無地素材の検査需要を捉えた無地検査装置、選果設備の更新需要を捉えた食品外観検査装置の販売が堅調に推移しました。

その結果、当事業の受注高は21億7千7百万円（前期比11.5%増）、受注残高は9億1千万円（前期比44.7%増）、売上高は18億9千6百万円（前期比10.6%増）、セグメント利益は7千2百万円（前期比53.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、米中貿易摩擦、中国経済の減速などを背景として世界経済に不透明感が広がっております。わが国経済においても世界経済の減速による企業業績や個人消費への影響が懸念されます。

このような見通しの下、当社グループは、いかなる環境下においても成長できる体制の実現を目指して、当社グループのシナジーを最大限発揮し、「市場の拡大」、「技術の進化」、「経営体質の強化」の重点テーマ推進に引き続き全力で取り組んでいきます。

各事業における次期施策は以下のとおりです。

プロセス事業

国内外鉄鋼メーカーの設備投資需要は、世界的な鋼材需給バランスの改善により引き続き堅調に推移するものと想定しています。このような見通しの下、国内においては、注力製品である計測システムの受注獲得に注力します。また、海外においては、韓国・中国子会社の体制強化、北米代理店の技術サポート、海外向け製品の開発を進めます。

ウェブ事業

二次電池や電子部品関連の設備投資需要は、世界的な経済動向に左右される状況が続くものと想定しています。このような見通しの下、変化する需要に柔軟に対応できる生産体制の構築を進めていくとともに、海外販売強化に向けた体制構築に注力します。

検査機事業

無地検査装置については、堅調な二次電池や電子部品関連の検査設備投資需要取り込みを強化するとともに、次世代検査装置の早期市場投入に取り組んでいきます。また、食品外観検査装置については、国内加工食品メーカーの検査需要を開拓するとともに、海外市場開拓に向けたマーケティング活動を進めます。

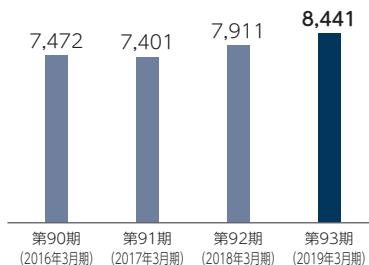
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 直前3事業年度の財産及び損益の状況

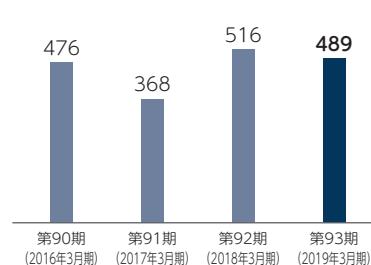
受注高 (単位：百万円)



売上高 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



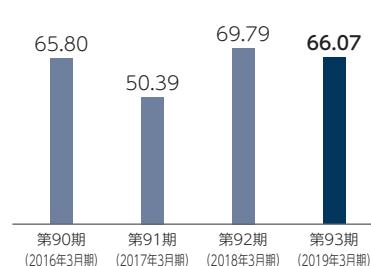
総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第90期 (2016年3月期)	第91期 (2017年3月期)	第92期 (2018年3月期)	第93期 (当連結会計年度 (2019年3月期))
受注高	(百万円)	7,567	7,584	8,695	9,325
売上高	(百万円)	7,472	7,401	7,911	8,441
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	476	368	516	489
1株当たり当期純利益	(円)	65円80銭	50円39銭	69円79銭	66円07銭
総資産	(百万円)	13,221	14,127	14,359	14,012
純資産	(百万円)	11,398	11,817	12,597	12,490
資本金	(百万円)	3,072	3,072	3,072	3,072

⑥ 重要な子会社の状況（2019年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
ミヨタ精密株式会社	88百万円	100.0%	プロセス事業、ウェブ事業及び検査機事業製品の加工、組立及び配線
株式会社メガオプト	254百万円	100.0%	その他事業製品の開発、製造及び販売
仁力克股份有限公司（台湾）	13百万NTドル	100.0%	ウェブ事業関連装置のアジア地区における製造及び販売
尼利可自動制御機器（上海）有限公司（中国）	270百万円	100.0%	プロセス事業、ウェブ事業及び検査機事業製品の製造、販売及び保守サービス
Nireco Process Korea Co.,Ltd.（韓国）	300百万ウォン	66.7%	プロセス事業製品の製造、販売及び保守サービス

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑦ 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは下記製品及び関連システムの製造、販売を主たる事業内容としております。

区分	主要製品名
プロセス事業	プロセス制御装置 自動識別印字装置 耳端位置制御装置（メタル関連） 渦流式溶鋼レベル計 板幅計
ウェブ事業	耳端位置制御装置（印刷・フィルム関連） 張力制御装置 見当合わせ制御装置 糊付け装置 印刷品質検査装置
検査機事業	無地検査装置 画像処理解析装置 食品外観検査装置 近赤外分析システム
その他事業	検査・計測・加工用レーザー光源

⑧ 当社の主要な事業所（2019年3月31日現在）

名称	所在地
八王子事業所（本店）	東京都八王子市
東京営業所	東京都江東区
大阪営業所	大阪府吹田市
明石営業所	兵庫県明石市
九州営業所	福岡県北九州市

⑨ 主要な子会社の事業所（2019年3月31日現在）

	会社名	所在地
国内	ミヨタ精密株式会社	神奈川県相模原市
	株式会社メガオプト	埼玉県和光市
海外	仁力克股份有限公司	台湾新北市
	尼利可自動控制機器（上海）有限公司	中国上海市
	Nireco Process Korea Co.,Ltd.	韓国慶州市

⑩ 従業員の状況（2019年3月31日現在）

1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
プロセス事業	123名	減2名
ウェブ事業	112名	減8名
検査機事業	71名	増16名
その他事業	18名	増6名
全社（共通）	31名	減5名
合計	355名	増7名

（注）全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	239名	増11名	45.2歳	18.8年
女	32名	増2名	42.5歳	15.2年
合計または平均	271名	増13名	44.9歳	18.4年

2 会社株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,305,249株 |
| ③ 株主数 | 2,216名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託新日鐵住金退職金口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	580,400	7.87
ニレコ取引先持株会	509,500	6.91
極東貿易株式会社	469,590	6.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	429,300	5.82
株式会社きらぼし銀行	364,640	4.94
ニレコ従業員持株会	252,959	3.43
浅井 美博	238,000	3.23
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	216,300	2.93
株式会社ヒラノテクシード	177,400	2.40
服部 圭司	131,000	1.78

- (注) 1. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託新日鐵住金退職金口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数580,400株は新日鐵住金株式会社から同信託銀行へ信託された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権は新日鐵住金株式会社が留保しています。なお、2019年4月1日付で新日鐵住金株式会社の商号が日本製鉄株式会社に変更されています。
2. 2018年5月1日付で株式会社東京都民銀行の商号が株式会社きらぼし銀行に変更されています。
3. 上表の持株比率は自己株式(926,773株)を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況（2019年3月31日現在）

1) 職務執行の対価として役員に交付されている新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	権利行使期間	権利行使時の 1株当たり払込金額
株式会社ニレコ新株予約権2007 (2007年8月20日)	129個	普通株式 12,900株	2007年8月21日から 2026年7月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2008 (2008年8月18日)	119個	普通株式 11,900株	2008年8月19日から 2028年7月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2009 (2009年8月17日)	75個	普通株式 7,500株	2009年8月18日から 2029年7月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2010 (2010年6月21日)	80個	普通株式 8,000株	2010年6月22日から 2030年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2011 (2011年6月20日)	96個	普通株式 9,600株	2011年6月21日から 2031年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2012 (2012年6月18日)	144個	普通株式 14,400株	2012年6月19日から 2032年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2013 (2013年6月24日)	164個	普通株式 16,400株	2013年6月25日から 2033年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2014 (2014年6月23日)	134個	普通株式 13,400株	2014年6月24日から 2034年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2015 (2015年6月22日)	89個	普通株式 8,900株	2015年6月23日から 2035年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2016 (2016年6月20日)	170個	普通株式 17,000株	2016年6月21日から 2036年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2017 (2017年6月20日)	160個	普通株式 16,000株	2017年6月21日から 2037年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2018 (2018年6月20日)	183個	普通株式 18,300株	2018年6月21日から 2038年5月31日まで	1円

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。

2. 上記1にかかわらず、以下①～⑫のいずれかに該当する場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 株式会社ニレコ新株予約権2007の新株予約権者が2026年6月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2026年7月1日から2026年7月31日までの間
 - ② 株式会社ニレコ新株予約権2008の新株予約権者が2028年6月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2028年7月1日から2028年7月31日までの間
 - ③ 株式会社ニレコ新株予約権2009の新株予約権者が2029年6月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2029年7月1日から2029年7月31日までの間
 - ④ 株式会社ニレコ新株予約権2010の新株予約権者が2030年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2030年5月1日から2030年5月31日までの間
 - ⑤ 株式会社ニレコ新株予約権2011の新株予約権者が2031年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2031年5月1日から2031年5月31日までの間
 - ⑥ 株式会社ニレコ新株予約権2012の新株予約権者が2032年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2032年5月1日から2032年5月31日までの間
 - ⑦ 株式会社ニレコ新株予約権2013の新株予約権者が2033年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2033年5月1日から2033年5月31日までの間
 - ⑧ 株式会社ニレコ新株予約権2014の新株予約権者が2034年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2034年5月1日から2034年5月31日までの間
 - ⑨ 株式会社ニレコ新株予約権2015の新株予約権者が2035年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2035年5月1日から2035年5月31日までの間
 - ⑩ 株式会社ニレコ新株予約権2016の新株予約権者が2036年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2036年5月1日から2036年5月31日までの間
 - ⑪ 株式会社ニレコ新株予約権2017の新株予約権者が2037年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2037年5月1日から2037年5月31日までの間
 - ⑫ 株式会社ニレコ新株予約権2018の新株予約権者が2038年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
2038年5月1日から2038年5月31日までの間
3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2) 当事業年度末日における役員の新株予約権の保有状況

発行年度	取締役 (監査等委員を除く)		執行役員	
	個数	保有者数	個数	保有者数
2007年度	10個	1名	0個	0名
2008年度	10個	1名	0個	0名
2009年度	7個	1名	0個	0名
2010年度	7個	1名	7個	1名
2011年度	10個	1名	10個	1名
2012年度	15個	1名	15個	1名
2013年度	36個	2名	30個	2名
2014年度	36個	2名	30個	2名
2015年度	24個	2名	20個	2名
2016年度	114個	3名	46個	2名
2017年度	114個	3名	46個	2名
2018年度	114個	3名	69個	3名
合計	497個		273個	

② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	株式会社ニレコ新株予約権2018（2018年6月20日）
新株予約権の数	183個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 18,300株
権利行使時の1株当たり払込金額	1円
権利行使期間	2018年6月21日から2038年5月31日まで
権利行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。 2. 上記1にかかわらず、新株予約権者が2038年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合は、2038年5月1日から2038年5月31日までの間行使できるものとする。 3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。 4. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権を交付した者の人数	6名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

連結及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記（株式報酬型ストックオプションの発行について）に記載のとおりです。

4 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	久保田 寿 治	CEO
取締役執行役員	河 西 辰 雄	W&I営業部門長
同	碓 光 司	管理部門長
取締役（監査等委員）	佐 藤 順 一	
同	中 野 厚 徳	虎ノ門パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士
同	橋 本 光 男	東北大学 客員教授

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）佐藤 順一氏は、他社における監査役としての豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 上記の他、執行役員制度を導入しております。
- | | | |
|------|---------|--|
| 執行役員 | 藤原 利之氏 | W&I技術部門長兼仁力克股份有限公司董事長 |
| 執行役員 | 小林 正明氏 | 開発部門長兼株式会社メガオプト社長 |
| 執行役員 | 三浦 誠氏 | 尼利可自動控制機器（上海）有限公司董事長兼Nireco Proceess Korea Co., Ltd.社長 |
| 執行役員 | 浅川 直仁氏 | 生産管理部門長兼品質管理部長兼ミヨタ精密株式会社取締役 |
| 執行役員 | 佐々田 卓也氏 | プロセス事業部長 |
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

〔社外役員の独立性についての当社の考え方〕

当社は、会社法上の要件に加え独自の「独立社外取締役の独立性判断基準」（注）を策定し、この資格要件を基準に社外役員を選定しているため、社外役員の独立性は十分保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

（注）「独立社外取締役の独立性判断基準」

当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、その独立性を判断する基準として、法令上求められる要件を満たし、かつ次の各事項に該当しない者を条件と定めております。

- ① 現在も含め就任前過去10年間に於いて、当社グループの取締役、監査役、執行役、その他使用人、またはその家族（配偶者、2親等内の親族）であった者
- ② 現在も含め過去5年間に於いて、当社グループの主要取引先企業（連結売上高の2%以上を占める企業等。但し、④のプロフェッショナルサービスは除く。）の取締役、監査役、執行役、その他使用人であった者
- ③ 現在も含め過去5年間に於いて、当社の10%以上の議決権を保有する株主（法人の場合は取締役、監査役、執行役、その他使用人）であった者
- ④ 現在も含め過去5年間に於いて、いずれかの事業年度に当社グループからコンサルティング、弁護士、会計士、税理士等プロフェッショナルサービスの報酬として、1千万円以上の金銭・その他財産上の利益を得ている個人並びに法人、団体等の取締役、理事、監査役、執行役、重要な使用人等であった者
- ⑤ 当社の独立社外取締役としての在任期間が通算で8年を超えた者

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより、当社にて損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うというものであります。

③ 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	人数	支払額
取締役（監査等委員を除く）	3名	87百万円
取締役（監査等委員）	3名	9百万円
計	6名	97百万円

（注）1. 上記取締役の支払額には、執行役員兼務取締役の執行役員分は含まれておりません。

2. 上記取締役の支払額には、当事業年度中に役員賞与として費用計上し、引当金に繰り入れた額も含めております。

3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、支給限度額を年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とした定額報酬、支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬、ストックオプションとして割り当てる新株予約権の報酬枠を年額30百万円以内とした株式報酬を、取締役（監査等委員）については、支給限度額を年額30百万円以内とした定額報酬を、それぞれ決議いただいております。
4. 上記取締役の支払額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役に対する報酬の一部として発行した新株予約権の公正価値を算定し、費用計上すべき額を含めております。
5. 上記支払額のうち、社外取締役（監査等委員）3名に対する報酬等の額は9百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役（監査等委員）中野 厚徳氏は、虎ノ門パートナーズ法律事務所のパートナーであります。当社と同法律事務所の間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬額は年間1千万円以下であり、また、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。

取締役（監査等委員）橋本 光男氏は、東北大学の客員教授であり、当社の役員と人的関係を有さず、当社との間に取引関係はありません。

- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

- 3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	佐藤 順一	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席、監査等委員会6回中6回出席し、他社における監査役としての豊富な知識と経験をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	中野 厚徳	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席、監査等委員会6回中5回出席し、弁護士としての専門的な見識及び豊富な経験をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	橋本 光男	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席、監査等委員会6回中6回出席し、業界を熟知した技術的知見をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人
 ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。そのため当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、E Y 新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

⑤ 当該事業年度に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、企業集団のコンプライアンス・ポリシーとして「行動規範」及び「行動指針」を定め、法令と企業倫理の遵守を当社の企業活動の原点とする。
 - b. 当社及び子会社の代表者により構成されるコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンスに関する諮問を受けるとともに企業集団のコンプライアンス・プログラムを策定・強化する。
 - c. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携の下、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について全社的な統括責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程により、これらの記録を常時閲覧できるものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業部及び部門は、それぞれのリスクの管理を行う。事業部及び部門の長は、定期的に事業報告の一環としてリスク管理の状況を取締役会に報告する。また、当社及び子会社の横断的なリスク状況の監査並びに新たに生じたリスクへの対応方針はコンプライアンス委員会が定め、リスクへの対応は当社及び子会社の管理部門がそれぞれにおいて行うものとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - a. 監査等委員会設置会社の体制により取締役会の役割を意思決定と監督に機能を絞るとともに執行役員制度に基づき業務執行権限を託すことで、経営の意思決定と執行の分離を図り、意思決定の迅速化と効率化を目指す。
 - b. 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役に対しては業績に連動した報酬を一部導入する。

- c. 当社及び子会社それぞれにおいて、社内規定で明確化された職務分掌及び権限に基づき業務運営を行う。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- 当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、その上で当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を図る。
 - 当社は関係会社管理規程に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、内部監査規程に基づく企業集団全体としての内部統制監査を実施する。
 - 金融商品取引法に基づく財務報告及び資産保全の適正性確保のため、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制並びに資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。
- 6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室のスタッフがこれにあたる。
- 7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
内部監査室における監査等委員会を補助する業務を担当する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- 8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他、監査等委員会への報告に関する体制
- 監査等委員は取締役会、部長会あるいはコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、報告を聞き、意見を述べることのできる権利を有するものとする。
 - 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
 - 内部通報制度に基づく通報の窓口は社外取締役とする。
 - 内部通報制度に基づく通報者が不利益となる取扱いを禁止するとともに、通報者がそのような取扱いを被らないよう適切な措置を執る。
 - 監査等委員会が適正な監査の実施のために社外の専門家へ調査・鑑定・助言を委託するに際し、当該委託業務に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なではないと認められる場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会を年間17回開催し、重要事項について審議・決定しました。
 - ② 役職員を含む全社員を対象としたコンプライアンス教育を定期的、反復的に実施しました。
 - ③ コンプライアンス委員会を年間5回開催しました。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の議事録、資料及び取締役の職務執行に係る決裁書類等は、管理部門が適切に保存、管理し、取締役、監査等委員、その他会計監査人等が必要に応じて閲覧しました。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 年間17回開催された取締役会において、リスク状況も含めた事業報告が行われました。
 - ② 事業継続計画（BCP）に基づく安否情報システムによる災害時の社員及び家族の無事を確かめる訓練を年2回実施しました。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 執行役員会は、代表取締役も出席し、毎月開催され、業務執行の定期的な報告と経営計画の進捗状況の確認等を行っています。
 - ② 代表取締役、取締役及び執行役員は、社内諸規程に則り、分担して職務を執行しました。
- 5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社からの報告を受け、重要な事項については事前承認を行っています。
 - ② 海外子会社を含め各子会社に対して、内部監査室が実地監査を実施し、結果を代表取締役に報告しています。
- 6) 監査等委員会の職務を補助する体制、報告に関する事項
 - ① 社外監査等委員を含め監査等委員は全ての取締役会に出席する他、執行役員会等の重要な会議にも適宜出席しています。
 - ② 監査等委員は会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期的な報告を受ける他、会計監査人から適宜監査状況を聴取しています。

- ③ 監査等委員は子会社の代表者と適宜会合を持ち、情報を得て、子会社への調査も行っています。
- ④ 内部監査室は、監査報告を代表取締役と同様に監査等委員に対しても行っています。
- ⑤ 監査等委員の職務に関して、予算が不足する事態は生じませんでした。

(3) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、内部留保については、市場のニーズに応えるべく研究・開発体制の強化、グローバル展開を進めるための投資や機動的な自己株式の取得など、持続的な成長と株主価値向上へ活かしつつ、株主の皆様への利益還元として、安定配当の維持を重視した上で、連結ベースの配当性向35%を目標としています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第93期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(10,506,077)
現金及び預金	4,990,128
受取手形及び売掛金	3,280,788
商品及び製品	897,536
仕掛品	550,273
原材料及び貯蔵品	448,386
その他	350,699
貸倒引当金	△11,734
固定資産	(3,506,814)
有形固定資産	(1,919,354)
建物及び構築物	1,154,227
機械装置及び運搬具	37,493
工具器具及び備品	62,135
土地	665,496
無形固定資産	(133,135)
リース資産	3,480
その他	129,655
投資その他の資産	(1,454,324)
投資有価証券	1,161,082
長期貸付金	95,665
繰延税金資産	81,332
破産更生債権等	18,704
その他	156,871
貸倒引当金	△59,331
資産合計	14,012,891

科目	第93期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(1,460,820)
支払手形及び買掛金	392,487
1年内返済予定の長期借入金	41,700
リース債務	3,533
未払費用	475,210
未払法人税等	143,812
未払消費税等	47,393
役員賞与引当金	30,300
工事損失引当金	30,729
その他	295,653
固定負債	(61,159)
役員退職慰労引当金	3,619
退職給付に係る負債	57,540
負債合計	1,521,980
純資産の部	
株主資本	(12,228,491)
資本金	3,072,352
資本剰余金	4,122,504
利益剰余金	5,670,545
自己株式	△636,911
その他の包括利益累計額	(203,122)
その他有価証券評価差額金	191,006
為替換算調整勘定	52,404
退職給付に係る調整累計額	△40,288
新株予約権	(46,627)
非支配株主持分	(12,670)
純資産合計	12,490,911
負債純資産合計	14,012,891

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第93期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	8,441,708
売上原価	5,177,420
売上総利益	3,264,287
販売費及び一般管理費	2,365,593
営業利益	898,694
営業外収益	126,151
受取利息	10,061
受取配当金	28,229
投資有価証券売却益	16,395
受取ロイヤリティー	29,528
補助金収入	24,546
その他	17,390
営業外費用	13,152
支払利息	1,035
支払手数料	1,900
為替差損	3,965
手形売却損	2,802
固定資産除却損	2,425
その他	1,022
経常利益	1,011,692
特別損失	256,545
固定資産除却損	30,595
のれん償却額	225,949
税金等調整前当期純利益	755,147
法人税、住民税及び事業税	261,027
法人税等調整額	△447
当期純利益	494,567
非支配株主に帰属する当期純利益	4,754
親会社株主に帰属する当期純利益	489,813

連結株主資本等変動計算書

第93期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日期首残高	3,072,352	4,124,646	5,358,716	△603,318	11,952,397
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△177,984		△177,984
親会社株主に帰属する当期純利益			489,813		489,813
自己株式の取得				△33,593	△33,593
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,142			△2,142
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△2,142	311,828	△33,593	276,093
2019年3月31日期末残高	3,072,352	4,122,504	5,670,545	△636,911	12,228,491

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2018年4月1日期首残高	465,927	92,434	△38,391	519,970	29,407	95,324	12,597,100
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△177,984
親会社株主に帰属する当期純利益							489,813
自己株式の取得							△33,593
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△2,142
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△274,921	△40,030	△1,896	△316,848	17,220	△82,654	△382,282
連結会計年度中の変動額合計	△274,921	△40,030	△1,896	△316,848	17,220	△82,654	△106,189
2019年3月31日期末残高	191,006	52,404	△40,288	203,122	46,627	12,670	12,490,911

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第93期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(9,119,518)
現金及び預金	4,073,867
受取手形	752,299
売掛金	2,342,967
製品	830,625
仕掛品	473,379
原材料	337,144
前払費用	89,035
その他	230,194
貸倒引当金	△9,994
固定資産	(4,155,342)
有形固定資産	(1,756,875)
建物	1,043,336
構築物	55,170
機械及び装置	28,005
車両運搬具	0
工具器具及び備品	31,658
土地	598,704
無形固定資産	(109,302)
ソフトウェア	5,508
リース資産	3,480
電話加入権	5,253
ソフトウェア仮勘定	95,059
投資その他の資産	(2,289,164)
投資有価証券	1,161,082
関係会社株式	322,420
関係会社出資金	285,231
従業員に対する長期貸付金	94,367
関係会社長期貸付金	705,000
破産更生債権等	18,704
前払年金費用	34,831
繰延税金資産	46,087
その他	150,091
貸倒引当金	△528,651
資産合計	13,274,861

科目	第93期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(1,292,900)
買掛金	367,963
1年内返済予定の長期借入金	41,700
リース債務	3,533
未払金	127,116
未払費用	413,465
未払法人税等	130,338
未払消費税等	28,678
前受金	71,418
預り金	47,048
役員賞与引当金	30,300
工事損失引当金	30,729
その他	609
負債合計	1,292,900
純資産の部	
株主資本	(11,744,326)
資本金	3,072,352
資本剰余金	4,124,646
資本準備金	4,124,646
利益剰余金	5,184,238
利益準備金	613,089
その他利益剰余金	4,571,149
別途積立金	2,700,000
繰越利益剰余金	1,871,149
自己株式	△636,911
評価・換算差額等	(191,006)
その他有価証券評価差額金	191,006
新株予約権	(46,627)
純資産合計	11,981,960
負債純資産合計	13,274,861

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：千円)

科目	第93期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	7,811,748
売上原価	4,929,472
売上総利益	2,882,275
販売費及び一般管理費	1,976,747
営業利益	905,527
営業外収益	196,584
受取利息	9,008
有価証券利息	3,569
受取配当金	97,416
投資有価証券売却益	16,395
不動産賃借料	19,968
受取ロイヤリティー	29,528
その他	20,698
営業外費用	11,264
支払利息	1,238
支払手数料	1,900
手形売却損	2,238
不動産賃貸費用	5,347
その他	540
経常利益	1,090,847
特別損失	604,130
関係会社株式評価損	134,997
関係会社貸倒引当金繰入額	469,132
税引前当期純利益	486,716
法人税、住民税及び事業税	233,537
法人税等調整額	784
当期純利益	252,394

株主資本等変動計算書

第93期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 金			
2018年4月1日期首残高	3,072,352	4,124,646	4,124,646	613,089	2,700,000	1,796,738	5,109,828	△603,318	11,703,509	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△177,984	△177,984		△177,984	
当期純利益						252,394	252,394		252,394	
自己株式の取得								△33,593	△33,593	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	74,410	74,410	△33,593	40,817	
2019年3月31日期末残高	3,072,352	4,124,646	4,124,646	613,089	2,700,000	1,871,149	5,184,238	△636,911	11,744,326	

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日期首残高	465,927	465,927	29,407	12,198,844
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△177,984
当期純利益				252,394
自己株式の取得				△33,593
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△274,921	△274,921	17,220	△257,701
事業年度中の変動額合計	△274,921	△274,921	17,220	△216,883
2019年3月31日期末残高	191,006	191,006	46,627	11,981,960

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

株式会社ニレコ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 秀敬 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニレコの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニレコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

株式会社ニレコ
取締役会御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 秀敬 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニレコの2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月3日

株式会社ニレコ 監査等委員会

監査等委員 佐藤 順一 ㊞

監査等委員 中野 厚徳 ㊞

監査等委員 橋本 光男 ㊞

(注) 監査等委員 佐藤 順一、中野 厚徳、橋本 光男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

第93回定時株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ニレコ 八王子事業所（本店） A棟3階 大会議室
東京都八王子市石川町2951番地4 電話（042）642-3111（代表）
正門にお越しください。係の者がご案内します。

交通

J R 八高線北八王子駅下車（徒歩約1分）
<ご参考> J R 八高線は以下の列車が便利です。
・八王子発（高麗川方面） ・拝島発（八王子方面）
・9：12 ・9：10
・9：40 ・9：31
本数が少ないのでご注意ください。



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来訪はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。